

「空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める国への意見書」の採択を求める請願

請願の要旨

先の大戦から70年を迎えようとしていますが、空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などでの民間人被害者への救済・補償はなく、放置されている一方で、軍人・軍属には戦後累計55兆円を超える国費で年金、恩給が支給されています。この不条理な差別を正すために2010年、全国空襲被害者連絡協議会を結成し、「空襲被害者等援護法」（仮称）の立法化をめざして努力しています。

空襲被害者の中には障害者となり、今も入退院を繰り返している方や、両親兄弟を失い天涯孤独になり、筆舌に尽くせない悲惨な体験を抱え生きています。

先の大戦の敗戦国ドイツ、イタリアをはじめ、主要先進国は、軍人と民間人、外国人も等しく救済されています。

東京大空襲訴訟の1審と高裁判決では、原告の請求を棄却しましたが、判決の中では被害事実を認定し、「旧軍人、軍属等との不公平を感じ、戦争被害者にも救済や援護を与えるのが国の責務であるとの主張には感情的には理解できる」「国会が、立法を通じて解決すべき問題である」とも述べています。また、国会では超党派の「議員連盟」が結成され、「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

三多摩では三鷹、清瀬、武蔵村山、立川、小金井、八王子、武蔵野、国立で、意見書が採択され、国会に提出されました。

以上の事から、町田市議会におかれましても、政府に対し「空襲被害者等援護法（仮称）」の制定を求める国への意見書を提出されることを求め、請願いたします。